

大口町告示第42号

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱（平成24年大口町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「1年」を「2年」に改め、同項第2号中「返還金の滞納がある者」を「返還金が未払いとなっている者」に改める。

第4条中「（以下「申請者」という。）は」の次に「、金融機関から融資を受けた日から90日以内に」を加える。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後に保証決定とその融資を受けたものから適用し、同日前に保証決定又は融資を受けたものについては、なお従前の例による。